

- 受信者情報取扱事業者が取り扱う個人情報、個人情報保護法の規定のほか、特に放送法の原則その他放送に求められている規律及び放送特有の事情を考慮する必要があることから、本ガイドラインには、放送分野における特有の規定が定められている。
- 放送分野における特有の規定とその規定理由については以下のとおり。

条項	条文	規定理由
第2条 第1項 第2項 第3項	(適用対象) 1 本ガイドラインの規定は、個人情報の適正な取扱いに関し、受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者の遵守すべき基本的事項を定めるものとして、解釈され、運用される。 2 受信者情報取扱事業者及び匿名加工受信者情報取扱事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の規定及びこのガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱わなければならない。 3 受信者情報取扱事業者は、視聴履歴については、第2章に規定する個人情報の取扱いに関する共通原則を遵守するほか、第3章の規定に従い適正に取り扱わなければならない。	本ガイドラインの適用対象や、本ガイドラインにおける受信者情報取扱事業者の個人情報の取扱いに係る個人情報保護法の規定の適用関係を明確にするため、規定する。
第3条	(定義) このガイドラインにおいて使用する用語は、法第2条において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 放送 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第1号に規定する放送をいう。 二 放送受信者等 次に掲げる者をいう。 イ 放送の受信に関する契約を締結する者 ロ 放送番組(放送法第2条第28号に規定する放送番組をいう。)を視聴する者 ハ 放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信又は受信を行う者 ニ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に関し料金(放送法第64条第2項に規定する受信料を含む。以下同じ。)又は代金を払う者 ホ 放送の受信、放送番組の視聴又はハの発信若しくは受信に係る勧誘(当該勧誘に必要な準備行為を含む。)の対象となる者 三 受信者情報取扱事業者 放送受信者等の個人情報データベース等を事業の用に供している個人情報取扱事業者をいう。 四 匿名加工受信者情報取扱事業者 放送受信者等の匿名加工情報データベース等を事業の用に供している匿名加工情報取扱事業者をいう。 五 視聴履歴 放送受信者等の個人情報であって、特定の日時において視聴する放送番組を特定することができるものをいう。ただし、当該特定の日時ごとに本人の同意を得ないで取得することができるものに限る。	本ガイドライン特有の用語の意義を解説するため、規定する。

条項	条文	規定理由
第4条 第2項	<p>(利用目的の特定)</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、第三者への提供を利用目的とする場合には、当該利用目的において、当該第三者の範囲を、当該第三者の全ての氏名若しくは名称の表示又はその他の客観的に当該第三者を特定できる方法による表示をすることにより、できる限り具体的に明らかにしなければならない。</p>	<p>視聴履歴の第三者提供が可能となることから、プライバシー性の高い個人情報の適切な取扱いを確保するため、他の分野とは異なる取扱いを定めた現行の放送分野ガイドラインの規定を維持する。</p>
第6条	<p>(取得の制限)</p> <p>受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報の取得について、その事業に必要な場合に限るよう努めなければならない。</p>	<p>受信者情報取扱事業者は視聴履歴というプライバシー性の高い個人情報を含む多様な個人情報を保有することから、その保護の必要性の高さに鑑み、不必要な個人情報の利用を防ぐため、規定する。</p>
第7条 第2項 第3項	<p>(適正な取得)</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人情報を直接本人から取得するときは、当該放送受信者等が誤って認識することを防止するために、当該放送受信者等に対し、自らの氏名又は名称を明示しなければならない。</p> <p>3 放送事業者(放送法第2条第26号に規定する放送事業者をいう。第14条において同じ。)は、その放送番組の視聴に伴い放送受信者等による発信が行われる個人情報を受信者情報取扱事業者に取得させるときは、当該放送番組において、当該放送受信者等に当該受信者情報取扱事業者の氏名又は名称を了知させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>視聴された放送番組に係る個人情報を直接取得する受信者情報取扱事業者が、放送事業者以外の、スポンサー等の者である場合があるため、放送受信者等が受信者情報取扱事業者が誰なのかを了知できるよう、必要な対応を規定する。</p>
第10条	<p>(個人データの保管期間及び消去)</p> <p>1 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取り扱うに当たっては、利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者等の個人データを取得した場合は、あらかじめその保存期間を公表している場合を除き、速やかに、その保存期間を、本人に通知し、又は公表するよう努めなければならない。</p>	<p>視聴履歴の取扱いの制限が緩和されることに伴い、視聴履歴が長期間蓄積することによりプロファイリングのリスクが高まること、放送受信者等の予見可能性を確保する観点から、個人データについて利用目的に必要な範囲内での保存期間を定め、かつ、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努力義務を規定する。</p>

条項	条文	理由
<p>第12条 第2項</p> <p>第13条</p>	<p>(従業員及び委託先の監督)</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、安全管理措置の実施その他の放送受信者等の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、必要な教育研修を実施するよう努めなければならない。</p> <p>(個人情報保護管理者)</p> <p>受信者情報取扱事業者は、個人情報保護管理者(当該受信者情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。)を置き、このガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該受信者情報取扱事業者の個人情報の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない。</p>	<p>受信者情報取扱事業者は視聴履歴というプライバシー性の高い個人情報を含む個人情報を保有することから、その保護の必要性の高さに鑑み、安全管理措置について他の分野よりも一層高い取り組みを行うよう努力義務を規定する。</p> <p>※ なお、これらの事項は個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)において、個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置として挙げられている。</p>
<p>第14条</p>	<p>(受信機に記録する個人情報の管理)</p> <p>放送事業者は、放送受信者等が使用する記憶装置を有する放送受信用の受信機に記録された個人情報が、当該受信機と接続された電気通信回線設備を用いて、当該放送事業者が放送する放送番組の放送受信者等による視聴に伴い発信されることが可能なときは、当該個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するために、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>一 暗号を用いた方法その他の通信の当事者以外の者がその内容を復元できないようにする方法により、発信された当該個人情報を取得することとされている者以外の者が当該個人情報を取得することを防止するために必要な措置</p> <p>二 当該個人情報が発信されるようにするために当該放送番組において送信される情報の検証その他の当該放送受信者等の意思に反して当該個人情報が発信されることを防止するために必要な措置</p>	<p>受信機に記録された放送受信者等の個人情報が、放送番組の視聴に伴って受信機と接続された電気通信回線設備を通じて発信可能な場合について、放送事業者に必要な安全管理措置を講ずるよう努力義務を規定する。</p>
<p>第15条</p>	<p>(プライバシーポリシー)</p> <p>受信者情報取扱事業者は、プライバシーポリシー(当該受信者情報取扱事業者が放送受信者等の個人情報保護を推進する上での考え方や方針をいう。)を公表し、これを遵守するよう努めなければならない。</p>	<p>受信者情報取扱事業者は、視聴履歴というプライバシー性の高い個人情報を含む個人情報を保有することから、個人情報保護のための措置について対外的に公表、説明するよう努力義務を規定する。</p> <p>※ なお、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)において、個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置として、事業者が行う措置について対外的に分かりやすく説明することが重要性が挙げられている。</p>

条項	条文	理由
第16条 第2項	<p>(第三者提供の制限)</p> <p>2 受信者情報取扱事業者は、第三者に提供される放送受信者等の個人データ(要配慮個人情報及び視聴履歴を除く。以下この項において同じ。)について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。</p>	<p>視聴履歴はプライバシー性の高い個人情報であり、他の情報と併せて利用することでプロファイリングによるプライバシー侵害のリスクも高まることから、本人の同意の取得を前提とすることとし、オプトアウトの対象から外すことを規定する。</p>
第34条	<p>(要配慮個人情報の推知の禁止)</p> <p>受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないよう注意しなければならない。</p>	<p>視聴履歴の分析により、放送受信者等の趣味・嗜好に留まらず、要配慮個人情報を推知する行為は、プライバシー侵害や要配慮個人情報の取得に至るおそれもあることから、このような取扱いを防ぐために規定する。</p>
第35条	<p>(視聴履歴取得等に係る同意)</p> <p>受信者情報取扱事業者は、以下の各号に掲げる目的のために必要な範囲を超えて、あらかじめ本人の同意を得ないで、視聴履歴を取り扱ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払いを求める目的 二 統計の作成の目的 三 匿名加工情報作成の目的 <p>2 受信者情報取扱事業者は、放送受信者が前項の規定による同意の求めに対して、同意しなかったことを理由として、放送の受信を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>3 受信者情報取扱事業者は、第1項で同意した場合であっても、放送受信者等の視聴履歴について、本人の求めに応じてその取得を停止することとし、次に掲げる事項について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 本人の求めに応じて当該本人の視聴履歴の取得を停止すること。 二 本人の求めを受け付ける方法 	<p><第1項></p> <p>視聴履歴について、従来の第1号及び第2号に加え、匿名加工情報作成の目的について「利用目的の公表又は通知による取得」を可能とすることを規定する。</p> <p>上記1から3号以外の目的のために必要な範囲を超える場合には、視聴履歴のプライバシー性の高さに鑑み、事前の本人の同意を前提に取扱いを可能とすることを規定する。</p> <p><第2項></p> <p>受信者情報取扱事業者は、放送受信者等が視聴履歴の取扱いに同意しない場合でも、放送法の原則に鑑み、放送の受信を可能とすべきことを規定する。</p> <p><第3項></p> <p>視聴履歴が継続的に蓄積されるものであること、テレビ受信機については本人以外の他の世帯の構成員の意向により同意の意思が変更されることがあり得ることから、オプトアウトを可能とするため、規定する。</p>